

平成30年度 みんなで学ぶ景観まちづくり市民教室

講演演題：美しい街並みを育む景観まちづくりの展望

講師：門内 輝行氏

(大阪芸術大学芸術学部建築学科長、京都大学名誉教授、
鹿児島市景観まちづくり賞審査委員長など)

日時：平成30年11月22日(木) 18時30分～20時00分

場所：かごしま市民福祉プラザ 5階 大会議室



【講演要旨】

導入部

私は、京都大学を卒業した後、東大の大学院に行きまして、東大の助手をしていましたが、そのとき建築家の池辺陽先生が亡くなられ、原広司先生の研究室に移りまして、原研究室の助手を10年つとめました。私が原研究室の助手になった年に隈研吾氏が修士2年生でおりました。

原先生の研究室を出て、早稲田大学に所属しました。実は早稲田大学では政治学のポストにおり、理工学部の都市政治学・社会学の担当として15年間、人文社会科学系の視点から都市や建築を考えることをしておりました。

ですから、建築などの“モノをつくる”というよりも、“人間の暮らしをつくる”ために建築や都市はどう役に立つべきかという観点で15年間教えており、その後、2004年に、ちょうど景観法ができた年ですが、京都大学の建築学専攻に戻り、12年間、教鞭をとりました。私の京都大学の最初の教え子には、最近、若手建築家としてでてきている百田有希氏などがおります。

京都の景観行政の面から申し上げますと、これまで18年間くらい携わってきており、京都市美観風致審議会の会長、京都府景観審議会の会長代理などをつとめています。京都市の中ではトップダウンにより行政上で決めていくものと、もう一つは、特例認定の案件や行政の裁量で許可をするときに迷う案件などについて、具体的なデザインに対してアドバイスをしていくといった仕事をしており、さまざまな建築家や建築主の相談などを受けております。

それから景観まちづくりという部分では、地元の住民と一緒にまちづくりをしていますが、京都弁が喋れないので、まず地元に入ると、「あんた京都のことわかってへんやろ？」と言われたりしながら、やってきています。例えば、京都に“諏訪町通り”という通りがあるのですが、本

当は“すわんちょう”と言うそうで、私の“すわちょう”と言う間違いを5年間、訂正してくれなかったということもありますが、一旦内部に入ると皆さんとても親切で、楽しみながらまちづくりに携わってきました。

他にも、地元のまちづくりをしていたら、小学校の校長先生から「図書館をつくってくれないか」と依頼され、小学6年生全員の93人とワークショップをして、全く

Contents

- (1) 景観の概念
- (2) 街並みの美の秘密
- (3) 景観問題の諸相と景観政策のあり方
- (4) コミュニティによる景観まちづくりの実践
- (5) 景観政策と景観まちづくりの展望
※鹿児島市景観まちづくり賞の審査

(講師略歴)

- ◆ 1973年京都大学工学部建築学科卒業、1975年東京大学大学院修士課程修了、1977年同博士課程退学、東京大学助手(池辺陽、原広司研究室)。1989年早稲田大学理工学部助教授、1997年同教授を経て、2004年京都大学大学院工学研究科建築学専攻教授、2016年より大阪芸術大学建築学科教授(2017年より学科長)、京都大学名誉教授。2京都市立芸術大学客員教授。専門分野は、建築・都市記号論、デザイン方法論、景観デザイン論。日本建築学会賞(論文)、キッズデザイン賞(経済産業大臣賞)などを受賞。
- ◆ 京都市美観風致審議会会長、京都市庁舎整備懇談会座長、歴史的景観の保全に関する検討会座長、京都景観賞審査委員会委員長、京都市新景観政策の更なる進化検討委員会委員長、京都府景観審議会会長代理、鹿児島市景観まちづくり賞審査委員会委員長などを歴任。

新しい図書館「ブックワールド」をデザインしました。これは『新建築』の2014年6月の巻頭記事にも出しましたし、第9回キッズデザイン賞の優秀賞・経済産業大臣賞も受賞しました。

ですので、行政との関わりもあり、デザインも行い、コンピュータを駆使したまちづくりワークショップなどにも取り組み、さまざまなことをしてきております。今も文化庁の京都移転のための新行政棟・文化庁施設整備、京都市立芸術大学及び銅駝美術工芸高等学校移転整備などのプロポーザルの審査やその後のアドバイザーなどを務めたりしています。

鹿児島市に関しては2006年から携わっておりまして、第8回建築文化賞からきております。(鹿児島大学に)松永安光先生がおられたときに(前回まで審査委員長であった)大谷幸夫先生の後任で私が入りまして、(新審査委員長の)船越徹先生と一緒に審査をして、2010年の第1回鹿児島市景観まちづくり賞からは私が審査委員長としてやってきました。

これまでに鹿児島の有名なところの多くはご案内をいただきましたので、鹿児島には結構深く関わりをもっております。

21世紀を迎えて豊かな生命と暮らしの基盤となる美しい景観を形成することが求められるようになっております。日本は20世紀には、追いつけ追い越せということで、一生懸命、経済的な豊かさを追い求めてきたのですが、ヨーロッパなどではすごく美しい街並みがあるのに、日本に帰ってくるとなぜこんなにぐちゃぐちゃなのだろうと多くの人を感じると思います。それはヨーロッパなどでは、経済的な豊かさよりも、都市の美しさやコミュニティを大事にするということを第一義的にしているからです。

例えば、ドイツから来た都市計画家が「日本は良いですね。」と言います。続けて「やりたいことが、すぐできるじゃないですか。うち(ドイツ)は建てる建物の壁面線などもみんな決まっています、なかなか自由にはできないです。」と言われていました。とはいえ、ドイツではエコロジー思想を大切にしたい深いまちづくりが展開されています。

日本に関しては、過去には美しい景観をつくっていたのですが、それが、この150年の間になかなかつくれなくなっているのです。その原因としては、広い意味で言うと『近代化』ということが挙げられます。『近代化』と『伝統』の相克の問題なのです。これはアジアの諸都市が、今、ぶつかっている問題でもあります。もちろん京都でも150年の中でどのように近代都市として生き延びていくかが課題となっており、琵琶湖疎水がないと、養うことができる人口は30~40万人程度です。琵琶湖から疎水を引いて、初めて150万人の人口を保つことができるわけです。

このようにどの都市も『近代化』と『伝統』とをどのように組み合わせていくのかの中で景観問題というものが現れてくるのです。景観というものが、20世紀の後半くらいから、少しずつクローズアップされ、1975年に「文化財保護法」が改正されて伝統的建造物群保存地区の制度ができるなど、様々な制度が蓄積され、21世紀になってようやく「景観法」が制定されました。



多くの景観研究では、制度設計のようなものが議論されて、景観というものはマンセル値がいくらで、高さはいくらまでとして、規制がいっぱいという風に考えられているのですが、景観の美しさとは何なのか、といった美の秘密についての研究はあまりされていないのです。

例えば、都市工学の分野では制度設計について詳細に取り組みられておりますが、景観の美しさそのものは、意外と論じられてこなかったのです。そこで「街並みの美の秘密」というものを考えてみようということで、北は北海道から南は沖縄まで200箇所の伝統的な街並みを調査して、それを分析し、『街並みの景観に関する記号学的研究』という論文にまとめ、1998年日本建築学会の論文賞を受賞しました。そこで得た結論を、後ほど、紹介しようと考えております。

景観というものは、実はコミュニティや経済、文化と深く結びついていて、特にコミュニティとの結びつきが強いというお話しに加え、景観と経済というものは常に矛盾するといわれるけれど、経済と観光とどう関係付けていくのか、といった問題などを踏まえて、歴史都市京都における景観行政とまちづくりの経験から景観まちづくりの実践というものが、持続可能な環境・社会の創造につながっていく可能性というものを展望してまいりたいと考えております。

今回は、出席者の約40%が学生で、約20%が建築関係の業者、また行政の方もおられるので、それぞれに関わりのある話があると思います。

最初に景観の概念についてお話ししたいと思います。次に街並みの美の秘密に関するお話しをして、それから景観問題、景観政策のトップダウンの内容を紹介し、さらにこれに対して住民・コミュニティが行政や企業と協働して景観まちづくりをボトムアップ的に実践していくことについて考察し、景観政策と景観まちづくりの在り方を総合的に展望する予定であります。

それに加え、鹿児島市景観まちづくり賞の審査の経験を踏まえて、どういう観点で審査をしているのかをお話しし、最後にまとめさせていただきたいと思います。なお、個別の作品に言及することはありませんが、そちらについては今までのパンフレットに書かせていただきましたのでお読みいただければ幸いです。

第1部 景観の概念

まず景観の概念からお話しします。

「景観」としましては、他に「ランドスケープ」「風景」「景色」なども言葉としてあるのですが、「都市景観」は英語では「タウンスケープ」あるいは「シテイスケープ」といいます。このタウンスケープという言葉は1950年代にゴードン・カレンというイギリスの景観論者が造った造語なのです。

ランドスケープは早くからあります。しかし、タウンスケープという言葉ですが、試しに私の大学受験の時に使用した旺文社の英和辞典で引いてみるとタウンスケープという言葉は無いのです。つまり造られた言葉で、それまで“都市の眺め”を言い表す言葉がなかったわけです。

景観の概念

◆第二次世界大戦後に「タウンスケープ(townscape)」の概念を提唱したイギリスの景観論者G.カレン等は、要素間の関係、見る主体と見られるものの関係を含む「**関係としての景観**」を発見している。

- ・ひとつの建物は建築だが、二つの建物はタウンスケープである。二つの建物が並置されると、そこにタウンスケープの技法が生じる。(G.カレン)
- ・scapeは、本質的にshape(形)と同じである。scapeの意味は関連している語sheaf(束もしくは集合)において明らかになる。(J.B.ジャクソン)

◆ドイツ系地理学における景観論では、「**全体(ゲシュタルト)としての景観**」の概念が提示されている。

- ・18世紀後半から19世紀にかけて、ドイツでは人間の外面と内面の対応を探る「相貌学」(physiognomy)が流行し、その眼差しが人間から自然へと広がり、景観の相貌を読む試みへと発展したのである。
- ・景観は感覚的に知覚され表象され得る相貌をもった事物の集合であり、形成された全体である。景観はわれわれと独立に存在するものではなく、**われわれ自身が対象化の作業を通じて創り出すものである。**

イギリスでも第二次世界大戦後に高度経済成長期を迎え、景観が破壊され、その中でタウンスケープとして、彼（ゴードン・カレン）が言い出したのです。「一つの建物は“建築”だが、二つの建物は“タウンスケープ”である。二つの建物が並置されるとそこにタウンスケープの技法が生じる。」とっています。

結局、自分が一生懸命に良い家をつくっても隣の人がぐちゃぐちなものをつくったら景観としては壊れてしまいます。建売住宅のように一人協定でつくれば一定の秩序のあるものはできるのですが、それは景観としては魅力があるものではなく、違う人が近接する敷地で一緒にメロディーを奏でたときに、その間にハーモニーが生まれ、その背後に、コミュニティが存在するということになるわけです。それがバラバラだということは、私たちはバラバラな（コミュニティが失われた）社会に生きているということになります。ですので、異なる主体が協働してつくり上げたものの関係性が生まれるという風にしななければいけないわけです。日本の法体系というものはハッキリしていて、容積率も建ぺい率も全部、敷地主義なのです。つまり集団規定はあっても、それは全て単体規定に落とし込まれており、みんながその高さを守ったら全体として良くなりますよというカタチになっています。だから、隣の家との関係、相隣関係をデザインしても設計料が加算されるわけではないので、相隣関係ができないのです。隣の家との関係をデザインすることが法的に担保されていないのです。

「隣の家との関係をデザインしなさい」ということもありません。ドイツなどは、“B-プラン（ベープラン）”と呼ばれる地区詳細計画があって、その中で「敷地の此処に建てなさい、この材料を使いなさい」ということが決まっていますが、日本にはそのような詳細なプランは存在しておらず、自由なのです。そういう意味では“建築の自由”があります。そのお蔭で日本は、建築デザインでは世界の最先進国になっています。

私が東京大学の助手をしていた時代でも、我々の原広司研究室にはヨーロッパ、アメリカからどんどん留学生が来ており、本当に世界の最先端でありました。つまり、なんでもつくれる、なんでも実験できる、という自由がありました。

ここで“スケープ”という言葉は語源的には shape（形）と sheaf（束ねる）という意味があります。J. B. ジャクソンというあまり日本で知られていない、翻訳本が一冊も出ていない人がいるのですが、アメリカの『ランドスケープ』という雑誌を創刊した編集者であり、景観論を語る際に、彼を知らないで語れないというくらい素晴らしい人なのですが、実は非常に英語が難しく、翻訳しにくいのです。“スケープ”の語源について指摘したのは、その J. B. ジャクソンです。“X- scape”というとき、“X”の中にある要素をどのように集めるか、ということになります。つまり「land scape（ランドスケープ）」というのは、land の要素（山や川や谷）を集めたものがランドスケープということになります。例えばガラスを集めれば「ガラススケープ」、花を集めれば「フลาวースケープ」となる訳です。このような“X- scape”というものを考えてみたいと思います。これはいろいろなものの関係性がデザインなのです。「事物のデザイン」を超えた「関係のデザイン」をしないと景観はできないということです。ただし、注意しないとイケないのは事物のデザインも要するということです。それがなかったら、関係もなくなってしまいます。ですから、事物を取り巻く諸関係をよく考えた上で、事物をデザインすることが必要となってきます。それからドイツの地理学では、全体としての景観を“ゲシュタルト”という言い方をしており、総合学から始まります。人間の顔の場合、鼻、口、目などのエレメントがあり、それらの配置でいろいろな顔ができるわけですが、それと同様に地形には山、谷、川などがあり、それらの配置が地形という全体像を形成するのです。ですから、都市景観というものは、都市を構成する様々なエレメントが集合した、言わば都市の人相になるのです。

地域ごとに様々な地形があります。例えば桜島があり、錦江湾があり、谷があり、浜辺があり、といった具合に地形の個性があって、それらの要素が集まって、その地域にしかないものができるわけです。その全体の個性というものが景観にはあるわけです。ドイツでは地域と景観論とが一緒になった「景域」(ランドシャフト)という概念があります。ちなみにシュリューターという地理学者が“景観地理学”を提案しており、グラートマンは“景観のハーモニー”という概念を出していて、ホルツは“景観のリズム”を研究すべきとしています。このようなものが地理学の中で出てきます。ですから、関係や全体が景観に関わっているということになります。

もう一つは、ここにいる皆さんと私は同じエレメントを共有していますが、私から見た景観と、皆さんそれぞれの座席から見た景観は、みんな違いますよね。ですから、景観は主体と客体との相関作用によって現象するものです。同じモノでも、近くから見るのか、離れてみるのか、どこから見るのか、手前に何か遮るものがあるのか、で違ってきます。日本の借景などでは、手前に塀などがあり、遠くの山が見えれば、塀と山との間に何があっても関係なくなるわけですね。

私は人間-環境系の理論を研究しているのですが、そこでは自然環境、社会-文化環境、人工環境、最近では情報環境も加えて、少なくとも4つの異なる環境を区別しています。建築というものは人工環境となるわけですが、建築をつくるときも、その根底には自然環境があり、さらに社会-文化環境がありますので、それらの環境の重層性の中で人工物環境をつくらなくてはならないということになります。この環境の多層性を常に考える必要があります。

実際、素晴らしい建築には、自然環境の面影を宿しているものが非常に多いです。例えば、ゴシック教会堂はシュバルツバルト(ドイツ語で“黒い森”を意味する)を開け広げて、森林を伐採して空間をつくり、そこに建てられた建物です。このとき、森林を破壊したことは申し訳ないということで、教会をつくる時は“森林をつくる”ことを考えています。これは樋口忠彦さんの言葉を使えば、「代償風景」ですね。代償風景として森を再構築したモノであることは、建物の中に入るとすぐに理解できます。内部には林のようなリブヴォールトの列柱があり、木漏れ日のようにステンドグラスから光が入ってくるわけです。そのような自然環境の写しとして人工物のカタチが構成されています。ドームは砂漠の地域で観察できる天球が縮退したものですし、ピラミッドは山です。日本建築の雁行型の配置は、山へ登っていくときのつづれ織りの道の写しになっているのです。

このように、魅力的な建築にはどこかに自然の面影があるということです。端的に言えば建築術とは何かというと、自然を人工に写像する関数をつくるということとして捉えられます。C. ノルベルグ・シュルツが書いた『実存・空間・建築』という書籍がありますので、是非、読んでいただきたいと思います(SD選書78、鹿島出版会、1973年)。

景観を考えるときに、自然景観と人工景観との間に“調和”が必要になってきます。山の斜面が見えるとき、陸屋根よりも家型にして、リズムを作った方が良いのでは、と考えるわけです。別の例ですが、ドイツのケルンにある大きな橋を造るときに、構造的には橋脚はH型でもA型でもよかったのですが、ケルンの大聖堂のシルエットに合わせて、A型を採用したそうです。このように景観は、単体としての建築にとどまらず、街並みのこと、都市のこと、地球のことなど、大きな広がりの中で考えないといけないわけです。

それからもう一つ注目すべき点は、ヴェニス憲章では、景観保全の価値として、二つの概念を掲げていることです。一つはオーセンティシティ(authenticity)ですが、これは純粋な本物としての価値を示す概念です。もう一つは、インテグリティ(integrity)であり、多少作り変えたとしても全体としての価値が保たれるかどうかを示す概念です。このオーセンティシティとインテグリティの概念が、イコモス(国際記念物遺跡会議、ICOMOS: International Council on Monuments and Sites)などで用いられる保全の原理です。

例えば、鹿児島市の「景観形成重点地区」を指定する際に、一方で、どの景観を守るのか、本物をどう保存していくか、という話がありますし、他方で、全体としての雰囲気は保たれていれば、多少は新しいものが入る余地を残していく必要があるのではないかという議論があると思いますが、それはこの二つの価値概念に関わっている問題なのです。

その中で大事なことが、偉大な芸術作品だけではなく、平凡な作品だけれども、時の経過とともに文化的な重要性を得たものに適用されるというふうに、景観論の対象は、素晴らしい芸術作品の眺めから普通のどこにでもある当たり前の眺めへと拡大しているのです。

先ほどの J. B. ジャクソンは「どんな道端にもありふれたものにも意味や価値がある」ということを言っています。東日本大震災で、津波で全部を流された人たちが、街かどのタバコ屋とか、のぼりが立っていた風景が懐かしくて、神戸大学の槻橋修先生が 1/500 の模型を持って行くと、そこでみんなで絵を描いて、なんとなく元の街の風景ができた時の話を聞くと、「有難う。明日から生きる元気がもらえた。」と言っていたそうです。

つまり、何でも無い眺めが、実は私たちの生存を支えてくれる世界をつくっているのです。一般に景観の価値というのは気付きにくいものであり、まちづくりをやっていると「景観」というテーマは入口として理解が得られにくいのです。つまり別に景観が少々悪くなくても生きていけるのです。ですが、10年くらい経つと元の景観が全部壊れてしまっている、いつの間にか壊れてしまっていて、10年経つと「あれっ！こんなになっている。」となり、健康と一緒に、失われたときに気が付くという代物なのです。景観というものは、我々が生きていく地平をつくってくれているものなのです。

景観は、人間活動や自然や人工物が総合してできているものになります。健康状態が良くないと顔色が良くなならないように、本当に素晴らしい景観をつくらうとしたら、景観法の景観計画だけではできない訳がないのです。いろいろな総合政策を展開しないと、生き活きとした景観はできないわけです。美顔術で塗りたくることはできますが、本当ににじみ出てくる美しさみたいなものは景観計画だけではできません。

そして、文化財としての街並みの規定ができたのは、1975年に文化財保護法が改正されたときで、「伝統的建造物群保存地区」という制度ができました。これは、一軒一軒は大したものではないとしても、集まるととても良い雰囲気が生まれる場合、それを文化財として認めるという制度で、街並みを文化財として認める初めての法律になります。

また 2004 年には、棚田とか、里山とか、人間が生きる営みの中で作り上げてきた景観を価値のあるものとして認めようということで、「文化的景観」が制度として認められたわけです。いずれにしても日常景観等の、何でも無い景観に価値を認める方向にあると言えます。ですから、重点地区は素晴らしく大事であるが、重点地区に入らない地区の景観をつくっていくことも、大事なことであります。そういう意味では裾野の部分を丁寧につくっていくことは、とても大切なことなのです。そういった方向に世界の景観論は流れてきています。

第2部 街並みの美の秘密

「街並みの美の秘密」ということなのですが、景観現象について S. C. Bourassa という人が『景観の美学』という大変面白い本を書いています。残念ながら、翻訳本はでておりません。

この本の中では、3つの美しさのモードを切り分けています。一つは住み心地の良さ、人間が生物として生きている、その生物の本能に基づいて出てくるような美しさみたいなものがありま

す。例えば公園のど真ん中に座っていると、みんなに見られているようで、何か居心地が悪いですよね。ですが、公園の縁辺部ベンチに座ると、後ろに茂みがあって、目に前には眺めが開けているため、なんとなく居心地が良いものです。そのような居心地が良い場所というのは、生物学的な本能に対応する特徴が備わっているわけです。

その一つに **J. Appleton** の眺望 - 隠れ処理論というものがあります。生物として、美しいと感じるものが生物学的モードとしてあります。これを「法則」(laws) と言います。

次に、文化として、社会的、文化的な要因で規定される文化的モードとして美しい、近江八景とか、鹿児島らしさとか、そういう文化的なモードで美しいと感じるものがあります。これは歴史的・文化的な「規則」(rules) です。

また、建築家や造園家など素晴らしいクリエイターが、個人の独創的な発想のもとに素晴らしい景観をつくりだしているもの(個人的モード)があります。これも景観を良くしていく「戦略」(strategies) と言います。

このように、美的なモードには「法則」と「規則」と「戦略」という類型のものがある、ということを行っています。多くの場合、歴史的・文化的モードが強調されますが、人間が感じる、住み心地の良さという生物学的モードや、クリエイターたちが全く新しい発明をするモードにも、視野を広げる必要があります。生物学的モードの例としては「眺望 - 隠れ処理論」(prospect-refuge theory) があります。この理論は、「人間が居心地良いと思う場所は、見ることと隠れることのバランスがとれた場所、つまり、相手には見られないで相手を見ることができる場所が好ましい場所である。」とされています。その理由は、長い狩りの時代の経験を考えると分かります。獲物を見ることができないと捕獲できないので生きていけない、しかし獲物から見られると自分が殺されるかもしれないわけです。“見られないで見る”ことの重要性を主張する眺望 - 隠れ処理論は、生物として生きていくための戦略から生まれたものなのです。

榎文彦さんと、ヒルサイドテラス+ウエストについて対談をしたことがあるのですが(門内輝行×榎文彦「街並みとしてのヒルサイドテラス+ウエストの解説、榎文彦『ヒルサイドテラス+ウエストの世界 - 都市・建築・空間とその生活』、鹿島出版会、2006年)、その中で榎さんが非常に大事にしている理論の一つがこの眺望 - 隠れ処理論です。ヒルサイドテラスを設計するときも木と木の間が見えるようにしたり、人間のちょっと隠れ場所があるように作りこんだりして、いろいろと工夫をしている。また、通りに沿ってベンチを置くと日本人はなかなか座らないのですが、ちょっと奥に入ったところに並べるとみなさん座ってくれるそうです。この経験から榎さんは“奥”という思想を作り出すのです。『見えがくれする都市 - 江戸から東京へ』(SD 選書、鹿島出版会、1980年)の中で、日本的空間には“奥”というものがあると榎さんが言っているのですが、このことに関連して、私が「眺望 - 隠れ処理論ですか?」と言うと、「そうそう!それ!」と仰っていました。榎さんは、人間の環境心理をととても大事にして、設計されています。

これは、私の研究室で京都市立洛央小学校のブックワールドを設計した時に作ったステージトンネルです。なんのことはない、昇って降りるだけの階段ですが、その下のトンネルの内部は電気を付けられるようにしました。何も言わないで子供たちに使ってもらおうと、中に籠って電気をつけて本を読んでいるのです。あるいは、見晴らしの良いステージ上で本を読んでいます。別の例ですが、本棚にトンネルを作りました。6年生とワークショップを通じて36cm立方のキューブ状の可動家具を作ったのですが、ワークショップに参加しなかった1年生の子どもたちがトンネルのところにキューブ状の家具を集めて秘密基地を作って、そこに籠っているわけです。こうした情景を見ると、「眺望 - 隠れ処理論」の有効性を実感するのです。

またあるとき、**八ヶ岳**の山麓に登って、縄文時代の遺跡を探そうと、みんなで弁当を持って行ったときに、どこにも遺跡を示すものがなくて見つけれなかったもので、まずは「先に弁当を食べよう。」と言って、弁当を食べるのに一番良い場所を探して座ったら、そこに小さく縄文時代遺

跡と書かれていました。私たちが弁当を食べたいと思ったところが、まさに縄文時代の人が居を構えていた場所だとわかったのです。これもこの理論の事例と言えます。

それは生物としての人間の行動です。リアス式海岸のようなところがあると、そこに生命が宿るわけです。人間の生命の本能も景観論としては、とても大事なのです。

また、八景式という景観の見方、これは“秋月”、“晩鐘”、“夕照”などの特定の場所の優れた景観を発見していく見方ですが、この見方に従って、“近江八景”とか“金沢八景”が定式化されているのです。こうした景観の見方は、おそらく短歌や俳句の中に日本人の景観を捉える感性として入っていると思います。「春はあけぼの。やうやう白くなりゆく山ぎは、少し明かりて、紫だちたる雲の細くたなびきたる。」という『枕草子』の一節を考えてみましょう。「山ぎは少し明かりて」というときの「山ぎは」は、山と空の境界線の上の空の側なのです。それに対して、山の側は「山の端」と言います。日本人はそういう境界線をととてもセンシティブに捉えてきたわけです。そのような感性というものは俳句の季語とか、短歌の枕詞の中に宿っています。私の恩師の原広司さんが哲学者の鶴見俊輔さんと対談をした際に、「景観とか集落を研究するのであれば、日本の和歌を研究する必要がある。そういうものを研究しないとわからないよ。」と言われたそうです。私も景観研究を進める上で、和歌集成を持っていますが、なかなか面白いのです。日本人は、そういった感性を大事にして美しい景観を作ってきたわけです。

私はこれまでに、「日本の伝統的な街並みへの旅」ということで、北は北海道から南は沖縄まで、全国 200 箇所の街並みの現地調査を行いました。その成果は、1998 年日本建築学会賞（論文）を受賞した『街並みの景観に関する記号学的研究』にまとめています。これは 834 頁の大部の論文ですが、残念ながらまだ公刊していません。その中からいくつかの事例を紹介します。

これは^{ひらふく}平福（兵庫県佐用郡佐用町）の街並みです。山の辺であると同時に水際に佇む集落ですが、これは人間が好む場所です。山の辺が隠れ処になり、前方に水のある開けた眺めが広がっています。眺望－隠れ処理論に当てはまる場所ですね。“おじいさんは山へ柴刈に、おばあさんは川へ洗濯に行く”ためには、後ろに山があって、目の前に川がないといけないわけです。そういう場所には人間が住み



平福(兵庫県)

着くわけで、新幹線に乗ったら、山裾に集落が佇む景色が流れていくのが見えます。あれは日本人の大好きな原風景なのです。そういえば、“山辺さん”という名前の人もいますね。

この景観をよく見ると、黄色い外壁が連続して、同じような形の家が並んでいます。窓も同じなのですが、位置や向きは自由に配置されています。これは全く同じものの繰り返しではなく、適度な違いが組み込まれ、同じ“ような”ものが反復しているのです。

近江八幡（滋賀県）の風景も同じです。これも一軒一軒、黄色みがかかった色彩になっており、黒い塀があって、後ろに八幡山があって、その山に向けて道を作っています。その中に、同じ形式ですが、その家の事情に合わせて、多少の変化を付けている家が並んでいます。

次は黒石（青森県）です。特徴的な景観要素は「こみせ」です。雪国の通りで一軒一軒が自分の家の一部に通路を作って、それを繋いでいるわけです。家々によって少しずつ違いがあるため、同じようなものが連続する景観が形成されています。

脇（徳島県）は、「うだつ」が並んでいる集落になりますが、個々のうだつをよく見ますと、少しずつ変化しているのがわかります。

九州地域も一周し、鹿児島県の街並みについても、出水、知覧、指宿などいくつか回りました。知覧（鹿児島県）では、一軒の間口が120mもある屋敷が並んでいて、“石垣”と“大刈込”からなる塀が連続し、所々に門がある特徴的な景観が展開されています。ここでもよく見ますと、石垣と大刈込の形式は大体一緒なのですが、各屋敷の大刈込の形は、その家独自の造形となっており、隣近所と勝負しているわけです。イタリアのサン・ジミニャーノの塔も、同じような塔が建つのですが、少しずつ違うのです。これらに共通するのは、同じルールの中で変形を許容していくというやり方です。

これは奥（沖縄県）の街並みですが、赤い瓦屋根の造りを見ると、それぞれの家の事情に合わせて適宜に変化していることがわかつてきます。

こうして日本の伝統的な街並みを調べていくと、基本的な建築的要素・ボキャブラリーが30個くらい共有されているということがわかってきました。

例えば、「格子」の中で組子があり、この組子が太いものは、俵が当たっても壊れないようにした結果であり、“米屋格子”、“酒屋格子”と呼ばれています。組子が一本置きに短くなっているものは、“糸屋格子”と呼ばれるもので、機織りの際に光が入るように短くしています。組子を細くした格子に、金沢の木虫籠（きむすこ）があります。これは台形状の断面の組子を持っており、外からは見えにくく、中からは見えるようにした特徴的な格子です。

ここに書いてある各要素についてそのようなバリエーションがあるのですが、バリエーションを収束していくと、このくらいの数になってきます。実際に有田（佐賀県）の街並みの各要素を調べていくと、各家の特徴として、例えば家は、[アクセス]は道から直接入るのか／一旦塀に入っ

◆ 形式システム: ELEMENTランクの記号(日本の伝統的街並みの場合)		
ELEMENT(S)		
PART rank	ELEMENT rank	
R: 屋根部分	R1(屋根面), R2(庇), R3(煙出し), R4(屋根飾り), R5(明かり窓)	
N: 軒下部分	N1(卯建・袖壁), N2(軒下部分), N3(駒寄せ), N4(床几), N5(雁木・こみせ), N6(雨囲い・雪囲い)	
F: ファサード部分	D: 点的要素	D1(看板), D2(持ち送り), D3(飾り金物), D4(すだれ・暖簾), D5(軒灯類), D6(呼樋)
	C: 線的要素	C1(手摺・欄干), C2(柱), C3(出桁), C4(貫・梁・胴差類)
	O: 開口部	O1(格子), O2(戸), O3(窓), O4(換気口)
	W: 壁面	W1(壁), W2(戸袋)
	G: 基礎部	G1(基礎)
H: 付属物	H1(境界), H2(アクセス), H3(樹木), H4(蔵), H5(煙突)	

てから家に入るのか、[入口の形式]は平入りか／棟入りか、[屋根形状]は単純か／複雑か、といった特徴の選択の組み合わせをベクトル表記することが可能となります。そうして7軒の表記を比較してみると、[入口の形式]と[屋根形状]が変化しているものだ、ということがわかります。つまり街並みというものは、変化しない要素と変化し揺らぎを与える要素の組み合わせで出来ているのです。街並みの保存修景を考えるときに、歴史の観点からは、事物としてのオーセンティシティ（本物であること）を基準として保存を論じることが多いのですが、景観の観点から言うと、例えば2階建てで建ち並んでいるところに、高い10階建てを建てると街並みが壊れてしまうように、事物よりも事物間の関係性に基づいて保存の基準を導き出すという、新たな景観保存のロジックが考えられるのです。

そのような検討を重ねていくと、世界の美しい街並みには、「限られた数の要素の組み合わせから無限の景観のバリエーションをつくる」仕組み（数学的には「離散無限」と呼ばれる秩序）が組み込まれていることがわかります。

こちらはリヨン（フランス）ですが、本当に似たような建物が並んでいますが、色彩にもちょっとずつ揺らぎがあり、このような美しい景観が形成されています。祇園新橋（京都府）も同様に、住居の間口や高さやなどに変化はありますが、同じようなものが並んでいます。

要するに、共有された要素がそれぞれ適当に変形・結合されて、互いに類似しながら、それぞれに個性が感じられる魅力的な街並みが形成されており、多様の統一というものが実現されています。これを私は「類似と差異のネットワーク」と言っております。それは見方を変えると一軒の家を設計するとき、自分の家のことだけを考えるのではなく、周りの家々の声や周りの山々の声をよく聞いて、それらに調和するようにすることが大切なのです。自分がそのような配慮すると、近隣の人もこちらの声を聞いてくれるので、お互いに他を活かすことによって自らの個性を発揮する機会を得ることができます。類似しているからこそ、ちょっとした差異をつくり出すだけで、その少しの違いが見えてくるわけです。私は刈り込みで塀を造るけど、その隣りではブロックで造ります、となると勝負にならず、単に違うだけになってしまいます。

重要なことはルールを共有していることであり、その中での違いが美しく見えるわけです。格子という要素は95%くらいの街並みで分布しているので、少し変化をつけるだけで意味を持たせることができます。例えば、組子を横向きにしてそろばんの玉のように45度ひねると、竹原（広島県）にある“竹原格子”という特徴的な格子が生まれます。

このように類似性・共有性を基盤とすることで、少しだけ工夫すると個性が出せるようになります。そのような仕組みを内包する景観を「共同体の景観」と呼んでいます。

集落の美しさは、共同体の景観というカタチで出てきているわけです。もう少し一般化して言えば、個で最適化を図らないで、通りや街並みのレベルを最も美しくしている、そのために個がどう貢献していくのか、というカタチで個の設計を決めていくことが肝要です。ですから、部分最適化ではなく、互いに他を活かし合う全体最適化を図っていくことが、長い間、人類が環境をつくってきたデザイン原理なのです。ただ、そのような原理を外していくということは必ずしも悪いことではありません。基本原理を守りながらも思い切って外していくということも新しいクリエイションに繋がることのあることにも留意する必要があります。

一般論ですが、世界をつくるときは、すでに既存の世界があるわけです。新しい建築物をつくる時も、すでにその場所があるわけですから、その場所の中で何を活かしていくのかということを読み解き、何を引き継いで、何を新しくしていくかをよく考えて、それをもとに新しいものをつくっていくわけです。私たちは常に世界を作り替えている。新築するときにも、そのことによって今まであった世界を作り替えていくわけです。ですから、ワールドメイキング(world making)は、いつもワールドリメイキング(world remaking)であるという考え方が必要です。

原広司先生が世界の集落を調べて、それを基に「ヤマトインターナショナル」「梅田スカイビル」「JR京都駅ビル」などを設計されています（原広司：集落の教え100、彰国社、1998年）。JR京都駅ビルの場合、与えられた設計条件では、公共空間は南北自由通路の5%しかなかったのです。これに対して、原先生は“谷をつくろう”と決心して、大階段をつくったそうです。最初はホテルやデパートしかなかったそうですが、それぞれを斜めに切り落とすことで巨大な公共空間をつくったのです。そのような空間を構想するところに建築家の役割があるのです。

日本人が「谷」を大切にしてきたという伝統を引き継いで、京都の中で谷をつくったそうです。この間、お会いしてお話を伺ったときには、「要するに僕は谷をつくったのだよ。その谷がどう

いうことを意味しているか、50年くらい経ったらわかるかな。」と言っておりました。谷は劇場的な空間なのです。ですから、表参道から原宿を経て代々木のオリンピックプールまでの地形がV字谷です。そのV字谷が原宿に劇場空間を形成しているわけです。

世界の美しい景観を見てみると、ヘルシンキにしろ、リヨンにしろ、決して多様な要素を使っているわけではありません。極めて限られた要素に対してそれぞれにバリエーションをつくりながら、街並みの全体をつくっていくということになるわけです。考えてみると、この共同体の景観を支える「離散無限」と呼ばれているデザイン原理は、言語の仕組みなのです。

日本語の50音や、アルファベットの26文字を組み合わせて、意味の豊かな世界をつくりだしています。音楽のドレミファソラシという音階があることから、ド・ミ・ソというハーモニーができるわけです。仮に無限の音をつくったら、その組合せは雑音になってしまいます。これは古典的ではありますが、基本的な秩序の作り方で、生命体というものもDNAの有限の要素を組み合わせて世界を構成しています。ですから、この離散無限の原理は大事だと思います。

私が京都大学に戻ったときに、このことを京都で実証してみようと、実際に祇園新橋などで、汎用CADソフトを用いて図面化して、Common Lisp という人工知能の分野で使われているコンピュータ言語を使って、全ての要素をオブジェクトとして表現し、その画像を描くとともに、各要素のパラメーターを操作できるようにしました。一つ一つの要素を抽出すると20~30mの通りの建物で3,000~4,000のオブジェクトになるわけです。それらのオブジェクト間の関係を調べ、「類似と差異のネットワーク」を探し出すという分析を行いました。

街並みの美的秩序としては、「マイクロとマクロの相互作用」というものも大切です。例えば京町家街区の構造はその事例と言えます。京都は条里制の街区で構成されていますが、一条の寸法は120mになっております。120mの街区の長さに対して、平均間口5mの京町家が24軒並び、それが道の両側にあるわけですから、両側町の住戸数は48軒になり、約50軒が並ぶこととなります。50軒という住戸数は、日本の集落の平均的なスケールになります。

街区の密度を高めるため、町家の間は詰めて建築されており、側面から光を取り入れることができないので、家を街路の方に寄せて建て、坪庭や奥庭をつくり出しているのです。皆がその規則を守った場合、どうなるのかというと、街区の真ん中に奥庭が連担した緑地という生態系が生成されます。そこで街路に打ち水をすると、町家の表の街路と裏の緑地の間に温度差が発生して通り庭に空気が流れるわけです。こうして、町家の集合が街区レベルの気候制御装置として機能することになります。この点がとても大事なところで、ルールでも「してはいけない」という規制法もありますが、「皆が守ったら、こんな良いことがあります」という創造法としてのルールの作り方というものを考えていく必要があります。

実際に奥庭が連担しているとはいえ、緑地は各町家に分割されて塀で囲われているのですが、塀には木戸が設けられ、その木戸には鍵を掛けないというルールがあります。それは非常時に逃げられるように、という配慮に基づくものですが、実は奥庭の裏側にある家々とも繋がっているという巧妙なコミュニティの仕組みでもあるわけです。

京都の先斗町(ぼんとちょう)に行くと、キッチンもない小さなお店であっても、どのような料理を注文しても、なんでも出てきます。その秘密は、裏側にある美味しい天ぷら屋や寿司屋などがシェアされているところにあります。注文を受けると店の裏にある店に買いに行き、盛り付けて出すのです。また鴨川には有名な「川床」というものがありますが、夏場になると川床はなかなか予約が取れないのです。私が知っているのは、先斗町にある小さな店だけなのですが、「川床を取ってください。」と頼まれたときはその店にお願いすると、どこかで都合を付けてくれるのです。そのようなシェアリングのシステムができているということがあります。

第3部 景観問題の諸相と景観政策のあり方

景観行政のお話しをします。「景観法」は皆さんご存知かと思いますが、2004年に景観に関する総合的な法律として制定されました。法というものは、とても大事ので、なぜかという、拘束力を持つからです。

景観法は、あれやこれや考えた結果、現在のカタチに設計されたものです。例えば、都市計画区域内であれば、都市計画法の「地区計画」という制度を使ってもいいわけです。地区計画のテーマを「景観」に設定すれば、景観法をつくらなくても対応できるわけです。そういう発想もあったようですが、景観法として独立して制定した主な理由は、景観というものは、都市計画区域だけではなく、田園などの地域にも全て広がることにあります。

日本の国土は、都市計画区域が国土の約25%しかなく、さらにその25%の中の3.5%くらいが市街化区域として用途地域が指定されており、その中に6,500万人が住んでいるという構造になっています。市街化調整区域は6.5%くらいですから、いわゆる“線引き”されている区域が10%程度、残りの15%くらいが“白地地域”と言われる、都市計画区域に入っているけれども何も指定されていない区域なのです。ですから、都市計画法でコントロールできる範囲は国土全体の中で限定的です。人口から言えば多いのですが、「景観」というものには、都市計画区域外にある向こうの山も入ってきます。これからの「都市計画」は、農村地域などを含む「都市田園計画」へと拡張することが求められています。それゆえ、地区計画では対応できないわけですね。

また、景観法の最大の特徴として、何が良き景観かは国のレベルでは決められないので、地域レベルで決めていただくという考え方があります。良好な景観の基本原理は示していますが、具体的な内容は、各地域で景観計画を作ることを通して考えてください、それを示してくれば、その内容に景観法の枠組みの中での法的な効力を与えるという仕組みになっています。そのために景観法は“フレームワーク法”と呼ばれています。枠組みは景観法が与えて、コンテンツは各地域で作ってくださいというものです。景観計画を作らなかつたらどうなるかという、景観法のメリットを受けることができないのです。最近の国のつくる法律の多くは、そのような仕組みになっています。文章を見てみていただくと、“できる”という文言が並んでいます。何もなくても何の罰則もありません。その代わりに置かれていられるだけです。全体に回すお金がないので、頑張っているところだけ応援するという法体系に変わってきています。まちづくりを頑張らなかつたところには、補助金も何も付きません。景観法はそのような意味で“地方分権型”の法律の第一号なのです。

それから2004年に「文化財保護法」が改正され、「文化的景観」という概念が制度化されました。また、2008年に制定された「歴史まちづくり法」という法律がありますが、地域の中に点在する文化財をうまくネットワーク化してまちづくりのコアとなる歴史的風致をつくることを支援するもので、これは文部科学省（文化庁）と農林水産省と国土交通省が省庁を超えてつくった制度なのです。これをうまく使うといろいろな補助金が付くのです。

他にもいろいろな法制度ができています。例えば、最近の「コンパクトシティ」なども「立地適正化」と言われる方策があります。近代生活というものは、電気やガスや上下水がないと暮らせないわけですから、その配管を郊外にまで引くお金がなくなっていることを考えると、これは必須の施策と言えます。現在、国の将来政策のキーワードは、コンパクト&ネットワークであり、コンパクトにまとまった地域への居住誘導策が導入され始めています。

このように、いろいろな制度には注意をして、それらを自分の味方につけて、地域の発展を推進していく必要があります。“まちづくり”を展開していることがトップダウンの制度に基づく保障を得るためには必須となる時代になっていると考えます。

京都の場合は、自然環境、人工環境、社会—文化環境の全てが破壊されてきている状態なのです。東山にゴルフ場が作られる、ゴルフ場が作られると農薬が撒かれて、京都の地下水が汚染されるといった自然環境の破壊の問題が出ています。また人工景観の問題としては、高層マンション、駐車場、空調機などが蔓延し、町家が失われている状況があります。それから、地場産業の繊維産業の衰退、大型店舗の増大、コミュニティの絆の崩壊、小学校の統廃合、大学が市外へ流出などの社会—文化環境の問題があります。自動車の普及によって、街路が自動車の場所になってしまい、人と人のコミュニケーションの場ではなくなっています。日本人は広場をあまり作らなかった民族であり、代わりにあらゆることを道でやってきています。考えてみれば華道、茶道なども“道”であり、“道”がとても好きなのです。そこに車が入ってきたことで、コミュニケーションの場へのダメージがありました。ヨーロッパ人などの広場があるところはまだ良かったのですが、道文化の中に車が入ってきたことは決定的なダメージを受けたのです。

実際に京都で見ると鴨川東側から見ると、川床のある町家が連続のスカイラインの向こう側にニョキニョキと建物が建っているのですが、なぜ建つのかというと商業地域に指定され、高い容積率が認められており、高い建物を建てるのが可能になっているからです。

町家は人口密度でいうと、平均 180 人/ha くらいなので、その密度のままでは京都が現代都市として生きていけないわけです。だから高い建物が建つのです。そして町家の向こうに高層マンションが建つ、先ほどの奥庭の中に空き地があるわけで、そこにお城のようにマンションが建つわけです。そのために、大文字（^{だいもんじ}京都五山送り火の一つ）の眺望景観が見えなくなるといったことが、いろいろ起こってきたのです。これらは「いつのまにか」起こるのです。

私は岡山出身なのですが、最近、インターネット上で自分が生まれたところを見ても、全然わからなくなっており、みんな変わってしまっていました。お寺と神社、あるいは地形だけが残り、それらを手掛かりにもう一度見てみると、自分の家がどこにあったかは分かりましたが、本当にほとんど全てが変わってしまっていました。これは恐るべき変化なのです。京都でも三条通りに 1982



年には町家があったものが、マンションに建て替わってしまいました。現在、残っている町家は、建築基準法では既存不適格になっており、現行法には適合していません。それはここが防火地域になったため、既存建物が木造なので、建て替えるときには、再度、木造では造れないのです。

わが国の法律では、建て替え後のマンションは推奨すべき適法の建築物になり、町家はこの地では作ってはいけない違法建築だということになります。

京都の中でも町家は次々に壊されてきています。1935年の風景がこれです。その頃にはこれだけ山並みが見えていたものが、わずか50～60年の間に下の写真のような風景に変わりました。

ここで注意すべきことは、国家の法律や税制までもが歴史都市京都を組織的に破壊してきている点です。例えば、高い容積率を指定すれば、町家からマンションへの建て替えを誘導してしまいますし、定年で勤めが終わった町家の人が町家を壊して5階建てくらいのマンションを建て、その家賃収入で老後を暮していくということが起きるわけです。

また、防火地域の指定が木造建築物を阻害しています。4mという道路の幅員規定も、1.8m程度の幅員しかない昔の路地で建替える場合には、道路の中心線から2mセットバックしなければいけないので、壁面線がノコギリの刃のようになってしまい、路地の雰囲気なくなってしまう。消火栓を付けるなどして防火対策を行うと提案しても、全国一律の法律であり、この地域だけ緩和することはできない、というわけです。さらに相続税の問題もあります。兄弟が3人いたら、町家を3人で相続することになりますが、町家を1/3ずつに分けるわけにはいかないので、売るしかないのです。この売買により滅失してしまいます。ただし、例えば自治体が「町家買い取り機構」のようなものを作って、町家を一旦買い取り、その利活用を考えるといった仕組みがあれば、問題解決の一助にはあると思います。しかし、一般に自治体にはそのような財源がないため、実現は難しいことも事実です。

こうした状況を背景として、京都市は2007年に「新景観政策」を作成しました。これは、50年後、100年後の京都の景観のあり方を見据えて、「京都らしい景観をいかに守り、創造していくか」という問題意識から構想されたもので、私はこの政策の立案に深く関わってきました。

具体的には、盆地形を大事にするということで、盆地の中央は高くして、周縁は低くなるようにした厳しい高さ規制を導入し、周辺の山が見えるように配慮しています。また伝統文化を継承しながら、京都らしさを活かし、都市の活力を生み出すために、様々な規制を導入しました。そのうちの一つに「眺望景観創生条例」がありますが、これは38の眺望景観保全地域を定めたもので、結果として街中がこの条例の適用地域に含まれることになりました。さらに、屋外広告物についても思い切った規制をかけ、寂しくなり過ぎるくらいにすっきりした景観になりました。ですから、屋外広告物については、優れた広告物を創造する方向へと向かっています。

三山の保全にも取り組んでいます。また新景観政策を進化させる試みも継続的に行われていますが、その一つに「地域景観づくり協議会」という制度の創設があります。この地域景観づくり制度は、景観法が枠組法であることを参照して、同様に京都の景観条例を枠組みにして、各地域で景観計画を立てたら、それを京都市が認定し、各地域の景観計画に京都市の条例的な位置づけを与えるという仕組みを実現したものです。現在、10か所で協議会ができています。その第1号を取得した修徳学区は、私が景観まちづくりを実践しているフィールドです。

最近では、「歴史的景観の保全に関する具体的施策」の検討を進めていますが、その背景には歴史的景観の中核をなす神社仏閣が壊れ始めているという事実があります。檀家の数や氏子の数が減っており、寺社を支える基盤が揺らいでいるのです。寺社を継続するためには、仕方なく境内にマンションなどを建てるなど、様々なことをしてきています。京都に寺社を見にきたら、マンションがあったとなったら困るので、神社仏閣を保全する施策を検討しているわけです。

例えば、世界遺産の下賀茂神社のバッファゾーンにマンションが建っています。式年遷宮の行事に30億円かかるころ、1/3くらいしか集まらなかったのも、その不足分を補うために神社の隣接地にマンションを建てたのです。フランスなどでは特定の都市にある国の重要な文化財に対して国がお金を出して保全していますが、日本では国はお金を出さず、それぞれの都市で、自分たちで保全しなさいとされています。京都市もその例外ではなく、観光客でとても儲かっているように見えますが、実は財政的にはとても苦しいのです。

また、指定された神社仏閣等の周辺500m以内で建築行為をする場合、「景観デザインレビュー制度」に基づく協議をしなければならないという新しい仕組みがこの10月に発足しました。その手続きを経ないと、景観認定手続きも、建築基準法上の手続きもできないのです。

この中にお寺や神社が沢山入っていますが、了解を得るのはとても大変でした。何が大変かと言うと500m以内には実は寺社の境内も含まれるからです。寺社にも理解を頂いて導入した制度ですが、景観を良くしていくことで、結果として寺社にもより多くのお客が来てくれるようになると考えております。

さらに、これらの施策にどのような効果があるのかということで、景観白書を作成し、景観市民会議を開き、PDCAサイクルを繰り返すことも行っております。

第4部 コミュニティによる景観まちづくりの実践

敷地主義に根差した孤立した建築行為の単なる集積からでは景観はできない、つまり皆が好き勝手にやった場合、景観はできないわけです。ですから、“自分の敷地で定められた法規制の中で何をしても良い”とする敷地主義の立場からは、景観を形成することは本質的に困難なのです。そこで、景観まちづくりにおいて目指したことは、互いに他を活かし合う魅力的な街並みを多主体が協働して創造していく集合的・協調的活動ができないかということです。先ほどの「離散無限」の仕組みをまちづくり活動の中でつくっていかうというものです。私は21世紀の社会の最大の課題は、「コミュニティのエンパワメント」だと思っています。

生活に必要な資源を手に入れる方法は4つしかありません。一つはマーケットでお金を出して買うこと。二つ目は税金を払って社会サービスを再配分として受ける。三つ目は誰かに助けてもらう。最後は自給自足を行う。この四つの手段しかないのです。現代の法規制の中では自給自足はなかなか難しい、また、コミュニティが崩壊している状況下では相互扶助もなかなか得られない、そうすると一つ目と二つ目が残るが、問題はいずれもお金がかかることです。つまり、お金以外のセーフティネットがないという社会になっています。

しかし、大震災のときは一つ目、二つ目の方法が壊滅するので三つ目が浮上ってきて、ボランティア活動などが活発化し、一時的にユートピア的な平和状態が生まれます。ヨーロッパの漁村で、魚がたくさん獲れたときに漁師が一匹ずつ子供にも配る映像を見たことがあります。なぜ子供にも分けるのかと聞くと、その漁師は「20年後に魚を獲るのは、あいつだから。俺は20年後には獲れなくなるから。だから、獲れるときに分けるのは当たり前のことなのだ。」と話していました。しかし、今の日本の社会では、20年後まで考えて利他的な行動をする余裕はなくなっています。“今”お金がないとダメなのです。「20年後にあの人が返してくれるかも知れない。」という考え方が、全く通用しない社会です。

そのような中で、集団でコミュニティの中で信用があればお金を貸しましょうとするグラミン銀行（バングラディッシュの銀行）がありますが、その活動は2006年ノーベル平和賞を受賞しました。このようにコミュニティのエンパワメントは極めて大きな課題だと思っています。景観はこうしたコミュニティの存在を基盤として形成されるものなのです。

昔は、米づくりなどは、一緒にやらなければできなかったのです。そして、そのコミュニティの有り様が景観ににじみ出ていたのです。今は並んでいる家に住む人びとは、別々の勤め口を持っていて、別に協働しなくても給料が入ってくるわけです。ですから、基本的に皆バラバラに生きており、共同体を形成する契機が失われているのです。現代社会では、コミュニティがあってそれが景観に表現されるというプロセスは成立せず、逆に景観形成という共通の目標を持って、

まちづくり活動を協働で展開していくことを通して、新たにコミュニティを形成していくというふうに考えるべきではないかと思います。これをメタファーでいうと、赤の他人が結婚して夫婦となり、子供を育てていくという過程を通して、家族というコミュニティができていくように、皆で協働して“景観”を守り育てていくということを通して、“コミュニティ”ができていく形が有り得るのではないかと思います。コミュニティづくりのテーマとしては、景観は極めて良いテーマだと考えます。なぜかという、皆が感性によって、美しい景観とわかるからです。

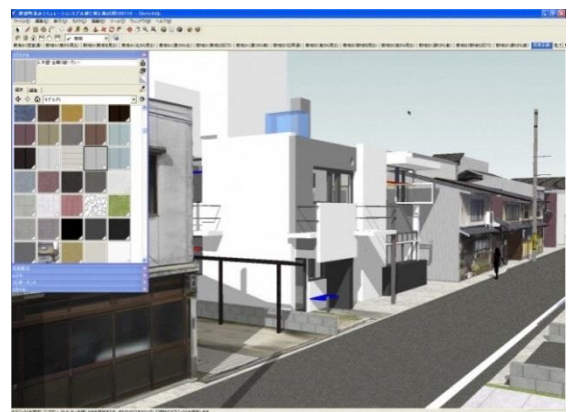
また、まちづくりでは基本的には、その地域の宝物、資源というものを大切にすることが大事なのです。コペンハーゲンに行くと証券取引所にニシンのエンブレムが飾ってあるのですが、それはニシンで儲けたお金を元手にコペンハーゲンという街をつくったのです。ヴェネチアは遠浅の塩をコンスタンティノープルに売って、それを元手に街をつくったのです。元になる地域資源があって、それを発展させていくことがとても大事です。

私たちは、**修徳学区**（京都市）で街並み形成を行うことを目指して、まずは全方位カメラを導入して、街並みを撮影しました。また、どこかで建設プロジェクトが始まると、その敷地周辺の街並みを3DCGでつくって、建築主、設計者、地域の人びと等の関係者に集まってもらい、「計画している建物のデザインはどうか」を話し合っ、街並み景観に相応しいデザインに進化させていく取組みを展開しています。実際にコミュニティが力を持っていると、開発業者が来ても「外壁の色を変えて欲しい」と言えば、色を変えてくれることが少なくありません。コンビニエンスストアも「コーポレートカラーを変更して欲しい」と言えば、相談に乗ってくれます。業者側は相手を見ているので、相手の意見を取り入れた方が、メリットが大きいと考えれば、すぐに直してもらえらるわけですね。

一般に、まちをつくる時には3つの大きな力が働いています。パブリックセクターとプライベートセクター、コミュニティセクター、この3つのセクターの力がとても大事です。これらの力をうまく結束させることが重要です。**多摩ニュータウン**の例だと、住宅都市整備公団が道路内に花壇を作りましたが、10年経って公団が去ったあとで、その花壇は誰も整備しなくなったのです。このとき、地域の人に「自分の家の前の花壇は、自分の花壇として利用して良い。ただし、その通りが美しくなるように皆で話し合うこと。話し合ってくれたら、花の種は市が提供する。」としたら、経費としては種代だけで、通りが花のある通りになったという事例があります。

修徳学区のまちづくりでは、住民が街並みをデザインした事例が京都新聞で取り上げられました。その記事の中に、「建物同士の関係性をデザインすることで、個々の建物の価値も上昇する」という私の発言が紹介されています。

実際に行った街並み景観のデザインワークショップでは、ある敷地に3次元のモデリングを行った住宅を挿入してみるというシミュレーションを行いました。そこで世界遺産に選ばれているオランダのシュレーダー邸を京都の街中に入れてみたのです。それに対し、住民がなんと言ったかという、「意外と良いのではないか。」という意見でした。実はシュレーダー邸という近代建築は、歴史的には日本の伝統建築の影響を受けているので、本質を突いた評価といえますが、住民はそういう事実を知らなくても、「結構、良いのでは。」と言うのです。また、あるハウスメーカーのデザインを入れると、「これはダメ。」と言いました。それはなぜかという、その建物は“妻入り”形式になっているのですが、京都の基本は“平入



り”形式で、“妻入り”形式ではないからです。住民からは、「このような妻入りばかりが並んでいるところでは、この建物も良いのではないか。」との発言がありました。このような適切な発言が、一般の住民の方からも声として次々に出てきます。階数を減らしたり、色を変えたりするシミュレーションをリアルタイムで行いながら、デザインを修正していく取り組みを行いました。もちろん、最後の決定は施主が行うことにしていますので、必ずしもシミュレーションの通りに実現されるわけではありませんが、こうした対話によるデザインを通じて、コミュニティの人間関係が育まれていくのです。

私の研究室では、新しい町家をデザインしようということで、セットバック形式の4階建ての住居のプロトタイプを提案したこともあります。これは、町家の敷地割は変えないで、2階建ての町家を4階建てにし、前面をセットバックしていくシステムの提案です。このルールを皆が守ると100年後に、新しい街区の景観が形成されることをイメージとして描き出しました。この新しい町家では、所有者は住み続け、空いた空間があれば気に入った人に貸すという方式を想定しています。

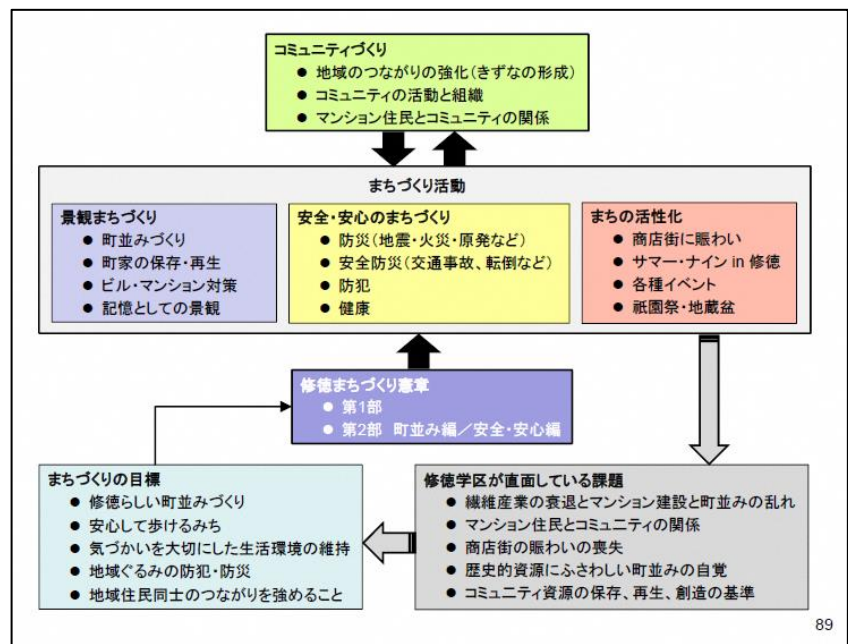


敷地主義を超えて、街並み景観を形成するためには、要素間の関係を集合から生まれてくる全体に配慮し、デザイン原理を部分最適化から全体最適化へとシフトするとともに、多様な主体が協働して継続的に手入れをして育てていくことが必要です。

まちづくりも大事ですが、まち“育て”も大事なのです。地域資源を大切に、固有の特徴ある景観を形成する景観まちづくりを行い、そのことを契機としてコミ

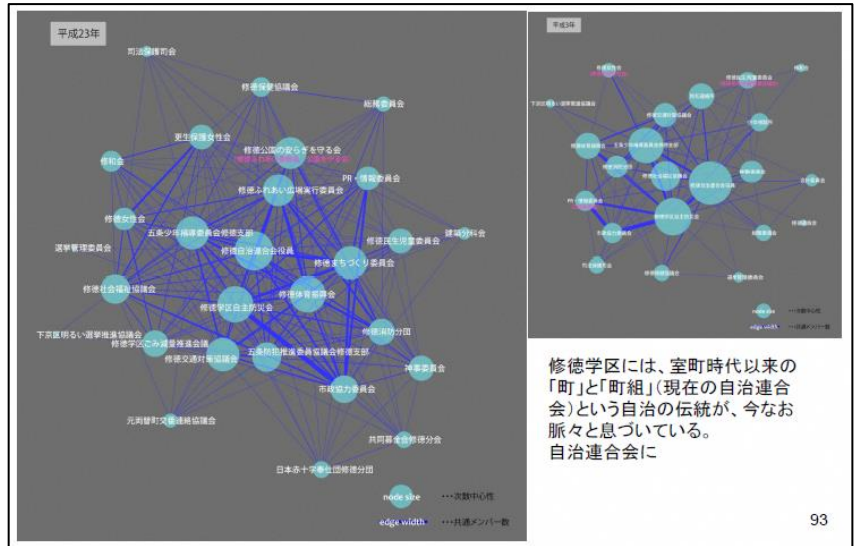
ュニティづくりを推進していこう、ということです。実際に地域における人間関係というものは、ソーシャル・キャピタル（社会的資源、人間関係資本）です。まちづくりを行うときに、「景観まちづくり」「安心安全なまちづくり」「まちの活性化」などの多様な活動を行うのですが、そのことを通して、コミュニティづくりを行い、問題解決をするというサイクルが生まれます。

コミュニティづくりの事例としては、「コミュニティのふれあい活動～健康まちづくり」があります。アルツハイマー病を研究されている京都大学の先生をお呼びし、講演会を開催したのですが、その講演がきっかけとなって、先生の研究室で開発した診断システムが入ったタブレット端末を住民に配って、アルツハイマーになりかかっている人を早期に探し出し、治療していくという「健康まちづくり」へと発展している活動があります。



図は、まちづくりをする前と20年間の活動をした後で、ソーシャル・キャピタルにどのくらいの違いがあるかを比較したものです。これはある人がどの組織の属しているかを自治連合会の名簿を使って調べ、それをグラフで表現したのですが、大きく変化しています。

ですから、まちづくりがうまくいかなかったとしても、活動を通じて人と人が知り合い、人間関係資本が形成されていれば良いともいえます。阪神淡路大震災で建物が潰れた時に人間関係があったところでは「あそこに、おばあさんが寝ているから、そこを掘ればいい!」という声で、作業して助けているのです。いろいろなところを掘らなくても救助できたということもあります。



第5部 景観政策と景観まちづくりの展望 (鹿児島市景観まちづくり賞の審査)

最後に、「鹿児島市景観まちづくり賞」のことを述べたいと思います。

「建築文化賞」というものが1990年から(隔年で)10回開催されており、美しい街並みと豊かな都市環境を高め、まちに潤いと魅力を与える優秀建築物を表彰するもので、これは素晴らしい賞であったと思います。これを主導されていた先生が大谷幸夫さんという東京大学の教授をされていた著名な建築家・都市計画家でした。

この方が、建築と都市の関係というものを徹底的に

研究されていました。「ある建築の価値は、都市との関係の中で都市環境の価値を高める。」という思想の下で、建築文化賞を推進されていました。鹿児島の中にも、雑誌等に取り上げられていないものでも優れた建築が沢山ありますが、それらを造りだしてきた一つの基盤として、建築文化賞というものがあるのではないかと考えます。その建築文化賞を2009年に、景観まちづくり賞に発展させ、「建築部門」と「景観部門」に分けて実施してきました。さらに、今年度からは「屋外広告部門」を追加し、良好な景観形成に寄与している優れた建築物や屋外広告物、並びに市民等の活動により保全されている景観の良好な街並み、田園、海岸、緑地、及び景観形成に貢献している市民等の活動を表彰するかたちで実施しています。

①建築部門	ア 建築物としての機能、デザイン及び建築技術等 イ 街並み形成及び周辺環境への配慮 ウ 鹿児島の風土及び歴史への配慮 エ 地域社会への貢献 オ その他景観まちづくり賞の対象としてふさわしいもの
②屋外広告部門	ア 屋外広告物としての機能、デザイン及び風合い等 イ 街並み形成及び周辺環境への配慮 ウ 鹿児島の風土及び歴史への配慮 エ 地域社会への貢献 オ その他景観まちづくり賞の対象としてふさわしいもの
③景観部門	ア 地域の個性が活かされた魅力ある景観 イ 景観形成への貢献 ウ コミュニティ形成及び地域活性化への貢献 エ 活動の継続期間及び今後の発展性 オ その他景観まちづくり賞の対象としてふさわしいもの

これは、ある一つの単体のみをデザインするのではなく、その単体をつくることによって、都市の環境や景観がどう良くなるのか、もっと深く言えば、社会やコミュニティがどう良くなっていくのかを探求することを推奨するものです。例えば、建物をつくる時にも、ちょっとした庇やベンチをつくって、バス停で待っている人を自分の敷地内で待たせてあげるといった配慮がある



社会福祉法人太陽会「しょうぶ学園」における一連の建築



小規模特別養護老人ホーム寿康園・寿康園グループホーム飯山



鹿児島の家



桜島まるごと博物館

99

ことは素晴らしいことなのです。そのような配慮をもって建築を設計していくことは、建築空間の中にも言えることです。建築空間の個々の部屋と共通の空間の中にも、同様の配慮が必要となります。このような配慮によって、ミクロな建築からマクロな都市まで、さまざまな要素が響きあう関係を作ることは、とても大事なのです。

私は、21世紀の建築は、単体として孤立して存在するものではなく、環境・景観・社会・コミュニティ・経済などさまざまなものの結節点にあるという風に思っています。その建築を良くすることは、いわゆるツボのようにそこを押さえると全体が良くなるように、一つの建築をつくることによって周りが良くなるようなものであると思います。

東京大学で榎文彦さんや原広司さんと修士設計の指導をした際に、設計が得意でない学生がガラスの箱一つだけの美術館を作って、それが一番似合う敷地を探し、その結果、その建築を愛宕山の前に置くと、愛宕山がとても綺麗に見えました。その時、榎さんが「すごく良い。」と褒め、「君は、愛宕山を設計したのだよ。」と評価しました。

ですから、その建築があることによって、周りが引き立つような建築の作り方もあるのです。それが翻って、自分の建築の表現に昇華されるということがあります。景観まちづくり賞の建築部門の審査では、建築自体のデザインを評価するとともに、その建築によって都市や景観、コミュニティや社会の価値を高めているような作品を評価したいと考えています。

また景観部門では、美しい景観が存在するだけではなく、その景観を守り創っていく主体の活動がないといけません。造ることは終わりではなく、始まりなのです。優れた建築・屋外広告・景観を育てていくプロセスにも目を向けることが大切です。

ご清聴ありがとうございました。

質疑応答

(質問1)

景観というと、固有のデザインの話になりがちだと思います。例えば、谷口吉生先生が設計された京都国立博物館などで、景観への配慮として屋根を付けるか、付けないかの議論があったと聞く中で、門内先生のお話しでは、文化的な背景や心地よさといったものをいかに景観へと配慮していくかということを考え、その一つの手法として景観レビューなどの活動が生まれているのかと思っておりませんが、全国的に門内先生のような活動や景観への試みが普及しているのか、また、それを展開していく上での留意点などをご教示ください。宜しくお願いいたします。

(回答1)

全国でも、それぞれが様々な取組みをされておられると思います。例えば、大阪では昔の長屋を再生しようとする取組みなどもあります。それらを全て把握しているわけではないですが、基本的には、複雑な条件を形に落とししていくことが建築家に求められていることであり、他の人にはできない大事なことだと考えます。ですので、もっと形や色や、テクスチャー、プロポーション等、形態や空間の表現に関する教育をしていく必要があると考えております。

最近プロポーザルの委員長の仕事をする機会がありますが、どれもどこかに問題があるもので、設計者を選定しても引き続き設計者に助言を続けていくことが多くなっています。

良い建築をつくる仕組みがなかなかないのですが、あるデザインを決める際にはキーポイントとなるパラメーターがいくつかあり、そのパラメーターを見つけ出して、整理して、それを変化させることで、皆が納得できる良い案が出来上がります。ここで、バーチャルリアリティや3次元プリンターなどの高度なツールを駆使して、形や色などを評価すれば、デザインの質を高めることに役立つと思います。大学などでもっと表現力を高めるトレーニングを行う必要があると感じます。事実、私もこれまで数多くのシミュレーションを行ってきました。

いろいろな条件の中で考えるときには、実際に模型やCGで表現してみると、「この形を活かしたら面白いことができるのでは。」「この斜面に合わないけれど、斜面に合わせて建物の配置角度を振ってみると、このスペースはギャラリーとして活用できる。」など、さまざまなことが分かるものです。ですから、他者との対話も大事ですが、模型やCGとの対話を通して、景観をクリエイティブできる建築物をデザインし評価する能力を養う教育が必要なのです。建築をつくるだけでなく、建築をつくることを通して人々の生活を豊かにすることが大切だと思います。

(質問2)

門内先生は京都市における新景観政策に係る委員長も務められておられますが、京都市の景観政策の現状について、お話しいただける範囲で、ご教示ください。

(回答2)

今度、「京都市景観シンポジウム：新景観政策の更なる進化」が開催されますが、実効性のある景観政策を展開するためには景観法に基づく政策だけでは対応が難しいということがわかってきましたので、各エリアの都市ビジョンを定めて、そのビジョンに合致する計画に対しては、景観規制の緩和を含むインセンティブを与えることも検討しています。

これは都市計画と景観政策を重ね合わせる先進的な取組であると考えています。具体的には、京都をコンパクトシティの集合とみなし、各エリアの特性に対応した景観まちづくりや景観評価の仕組みをつくらうとしています。新景観政策の進化の方向性としては、これまでの「規制法」を超えて、将来の都市ビジョンを実現していく「創造法」を構築したいと考えています。(終)